

医療の現場に、未来に、安全を

HOGY®

第61期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年 6月17日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

当社本店地下1階会議室

東京都港区赤坂二丁目7番7号

株式会社 **ホギメディカル**

証券コード：3593

目次

<input type="checkbox"/> 株主総会招集ご通知	1
<input type="checkbox"/> 株主総会参考書類	4
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
<input type="checkbox"/> 事業報告	13
<input type="checkbox"/> 連結計算書類	34
<input type="checkbox"/> 計算書類	37
<input type="checkbox"/> 監査報告	40

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
また、お土産の配布及び株主総会終了後の懇親会も中止させていただきます。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、2022年6月16日（木曜日）午後5時15分までに事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権の行使〕

3ページに記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、画面の表示に従って上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都港区赤坂二丁目7番7号 当社本店地下1階会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件</p> <p>2. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件</p>
4 議決権の行使等に関する ことのご案内	2ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご出席の際は、株主総会開催日現在の流行状況や、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、これらの事項は、監査役会が監査した連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.hogy.co.jp>)

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	ほ き じゅん いち 保 木 潤 一	代表取締役社長	再任
2	かわ く ぼ ひで き 川久保 秀 樹	取締役管理本部長兼経営企画部部長兼 管理部部長	再任
3	いし かわ こう 石 川 皇	取締役研究開発本部長	再任
4	うえ すぎ きよし 上 杉 潔	社外取締役	再任 社外 独立
5	ふじ た たい すけ 藤 田 泰 介		新任 社外 独立
6	グエン ベトハ		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

再任

ほ き じゅん い ち
保木 潤一

(1960年12月27日生)

男性

所有する当社の株式数…………… 728,396株

取締役会出席状況…………… 18/18回 (100%)



【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 3月 当社 入社
 1993年 4月 当社 美浦第二工場工場長
 1995年12月 P. T. ホギインドネシア 取締役
 1997年 4月 当社 製造部次長
 1998年 4月 当社 経営企画部次長

1999年 6月 当社 取締役兼執行役員経営企画部担当
 2003年 6月 当社 専務取締役経営企画部担当
 2003年 7月 当社 専務取締役管理本部長
 2005年 6月 当社 代表取締役社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

保木潤一氏は、当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための豊富な経営経験・実績・見識を有しており、かつ当社グループの事業に精通しております。今後も当社グループの経営を適切に遂行する能力を発揮いただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

再任

か わ く ほ ひ で き
川久保 秀樹

(1971年2月6日生)

男性

所有する当社の株式数…………… 2,030株

取締役会出席状況…………… 13/13回 (100%)



【略歴、当社における地位及び担当】

1996年 4月 山之内製薬株式会社 (現アステラス製薬株式会社) 入社
 2007年10月 同社 広報部 I Rグループ課長
 2012年10月 同社 経営企画部課長
 2015年 2月 株式会社ユー・エス・ジェイ 入社 人事総務本部 総務部次長
 2016年 4月 デクセリアルズ株式会社 入社 総合企画部門 I R部 担当部長
 2018年 4月 当社 入社 経営企画部部長
 2018年 7月 当社 執行役員経営企画部部長
 2018年 8月 ホギメディカルアジアパシフィックPTE.LTD. 取締役 (現任)

2019年 5月 当社 執行役員経営企画部部長兼営業管理部部長
 2020年 6月 当社 執行役員管理本部長兼経営企画部部長兼営業管理部部長兼管理部部長
 2021年 4月 当社 執行役員管理本部長兼経営企画部部長兼管理部部長兼営業管理部部長
 2021年 6月 当社 取締役管理本部長兼経営企画部部長兼管理部部長兼営業管理部部長
 2021年 9月 当社 取締役管理本部長兼経営企画部部長兼管理部部長 (現任)

【重要な兼職の状況】

ホギメディカルアジアパシフィックPTE.LTD. 取締役

取締役候補者とした理由

川久保秀樹氏は、当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための豊富な経営企画及び管理業務経験・実績・見識を有しており、かつ当社グループの事業に精通しております。今後当社グループの経営を適切に遂行する能力を発揮いただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

再任

いしかわ
石川

こう
皇

(1961年6月3日生)
男性

所有する当社の株式数…………… 1,239株
取締役会出席状況…………… 13/13回 (100%)



【略歴、当社における地位及び担当】

1987年4月	テルモ株式会社 入社	2017年4月	同社 研究開発本部 I Tソリューションセンターセンター長
2007年4月	同社 MEセンター 上席主任研究員	2018年7月	当社 入社 フェニックス事業部 事業部長
2012年4月	同社 MEセンター 主席研究員	2020年1月	当社 執行役員 研究開発本部長
2015年4月	同社 研究開発本部 ソフトウェアソリューションセンターセンター長	2021年6月	当社 取締役 研究開発本部長 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

石川皇氏は、当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための豊富な研究開発業務経験・実績・見識を有しており、かつ当社グループの事業に精通しております。今後当社グループの経営を適切に遂行する能力を発揮いただけるかと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

再任

社外

独立

うえすぎ
上杉

きよし
潔

(1950年5月1日生)
男性

所有する当社の株式数…………… 7,856株
取締役会出席状況…………… 18/18回 (100%)



【略歴、当社における地位及び担当】

1968年4月	日本商事株式会社 (現アルフレッサ株式会社) 入社	2006年10月	同社 執行役員 医療器カンパニープレジデント
1980年6月	テルモ株式会社 入社	2010年4月	シーオス株式会社 監査役 (2014年12月退任)
2002年6月	同社 執行役員 営業政策室室長	2013年3月	メディバンク株式会社 取締役副社長 (現任)
2003年7月	同社 執行役員 関西ブロック長兼大阪支店長	2016年6月	当社 社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

メディバンク株式会社 取締役副社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上杉潔氏は、医療業界に関する豊富な知識・ビジネス経験を有しており、取締役会による意思決定の妥当性・適正性の確保及び当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

新任 社外 独立

ふじ た たい すけ
藤田 泰介

(1970年7月11日生)

男性

所有する当社の株式数…………… 一株

取締役会出席状況…………… 一回



【略歴、当社における地位及び担当】

1991年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2012年 2月	Unleash Capital Pte. Ltd. CEO
2000年11月	モルガン・スタンレー証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社	2012年12月	Orbis Investments Management Ltd. 入社 日本進出プロジェクト統括リーダー
2002年 6月	スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・アセット・マネジメント株式会社）入社 バリュウクリエーションインベストメントグループマネージャー	2014年 9月	Asian Energy Investments, Pte. Ltd. COO
2006年 3月	Taiyo Pacific Partners LP 入社 ポートフォリオマネージメントグループディレクター	2016年 5月	アムンディ・ジャパン株式会社 入社 株式運用部長
		2020年 6月	オフィスフジタ 代表（現任）
		2020年 7月	鴻池運輸株式会社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

オフィスフジタ 代表
鴻池運輸株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤田泰介氏は、国内外の資本市場及び経営に関する豊富な知識・経験を有しており、取締役会による意思決定の妥当性・適正性の確保及び当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上への貢献が期待できることから、選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

新任 社外 独立

グエン ベトハ

(1981年7月2日生)

女性

所有する当社の株式数…………… 一株

取締役会出席状況…………… 一回



【略歴、当社における地位及び担当】

2008年 2月	ニュース証券株式会社 入社	2019年 7月	KENNET VIETNAM EDUCATION&CONSULTING LTD., 取締役社長（現任）
2011年12月	株式会社ナレッジカンパニー 入社 執行役員（現任）	2020年 4月	一般社団法人日本インドシナ協会 投資推進部長（現任）
2014年 1月	一般社団法人日本インドシナ協会 入職		
2016年 7月	株式会社健ネット 取締役社長（現任）		

【重要な兼職の状況】

株式会社健ネット 取締役社長
KENNET VIETNAM EDUCATION&CONSULTING LTD., 取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グエンベトハ氏は、東南アジア地域に関する豊富な知識・ビジネス経験を有しており、取締役会による意思決定の妥当性・適正性の確保及び当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上への貢献が期待できることから、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上杉潔氏はメディバンクス株式会社の取締役副社長であり、当社は同社との間に営業支援に関する取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する株式の数は、ホギメディカル役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 上杉潔氏、藤田泰介氏及びグエンベトハ氏は、社外取締役候補者であります。上杉潔氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏は、メディバンクス株式会社の取締役副社長であり、当社は同社との間に営業支援に関する取引がありますが、直近事業年度における同社及び当社の売上高それぞれに対する平均取引額の割合は1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。また、藤田泰介氏及びグエンベトハ氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。なお、3氏は当社が定める社外役員の独立性基準（12ページ）を満たしております。
4. 上杉潔氏は、当社の現任の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

<ご参考>

取締役候補者スキルマトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役候補者に特に期待するスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名	主な役職	委員会		特に期待するスキル・専門分野					
			指名 委員会	報酬 委員会	企業経営	研究開発・ 生産・物流	営業 マーケティング	海外事業	ガバナンス・ リスクマネジメント	財務・会計
1	保木潤一	代表取締役社長	●	●	●	●	●			
2	川久保秀樹	取締役管理本部長							●	●
3	石川 皇	取締役研究開発本部長				●				
4	上杉 潔	社外取締役	●	●			●			
5	藤田泰介	社外取締役	●	●	●			●	●	●
6	グエン ベトハ	社外取締役	●	●	●			●		●

※各候補者に特に期待するスキル・専門分野であり、各候補者の有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。

社外役員の独立性基準

1. 当社グループ関連

当社又はその子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行取締役又は使用人（以下、「業務執行者」という。）でないこと

2. 主要株主関連

- (1) 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）ではないこと
- (2) 上記(1)が法人である場合には当該法人又はその親会社若しくは重要な子会社（以下、「法人等」という。）の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事又は支配人その他の使用人（以下、「取締役等」という。）ではないこと
- (3) 当社が現在主要株主である法人等の取締役等ではないこと

3. 主要取引先関連

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者ではないこと
- (2) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者ではないこと
- (3) 過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を行っている組織の業務執行者ではないこと

4. 人事交流先関連

当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている法人等の取締役、監査役、会計参与又は執行役ではないこと

5. 主要借入先関連

当社グループが借入を行っている金融機関であって、その借入金残高が当社の連結総資産の2%を超える場合の当該金融機関の業務執行者ではないこと

6. アドバイザー関連

- (1) 当社グループから役員報酬以外に、個人の場合、過去3事業年度平均にて年間1,000万円以上、団体の場合、当該団体の連結総売上高の2%以上の金額にあたる金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）ではないこと
- (2) 現在当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士・税理士又は監査法人・税理士法人の社員、パートナー又は従業員ではないこと
- (3) 最近3年間において当社グループの会計監査人又は会計参与であった公認会計士・税理士又は監査法人・税理士法人の社員、パートナー又は従業員であって当社グループの監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）ではないこと

7. 過去の該当者

- (1) 過去10年間において1. に該当する者ではないこと
- (2) 過去5年間において2. (1)又は(2)のいずれかに該当する者ではないこと
- (3) 過去3年間において3. から6. (1)までのいずれかに該当する者ではないこと

8. 近親者

近親者（配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。）が次の①又は②のいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）ではないこと

- ① 3. から6. までに該当する者
- ② 過去3年間において当社グループの業務執行者に該当していた者

9. その他

上記1. から8. に該当せず、それ以外の事情によっても、一般株主と実質的な利益相反が生じるおそれがない者

以 上

提供書面

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内の状況につきましては、新型コロナウイルスの感染者数が増減を繰り返し、経済及び社会がその影響を受けながら推移いたしました。当年度の上期においては大都市を中心に感染が拡大し、その後減少に転じました。一方、下期においては変異株オミクロン株が流行したことなどから各地方自治体はまん延防止等重点措置を講じるなど、感染状況及びその影響は発生時期や地域によって大きく異なる結果となりました。

一昨年以降、政府主導で実施しているワクチン接種及び追加接種については、3回目の接種率が全年代で4割を超えるなど接種率が上昇しておりますが、変異株を含むコロナウイルスに対するワクチンの有効性及び予防効果などについては検証中であり、直ちに現状が好転する見通しは立っていない状況です。

医療業界におきましては、受診件数や手術件数及び検査数は、感染者数に連動するように変化いたしました。各医療機関においては、感染防止対策を徹底しながら医療提供体制の確保に懸命に取り組んでおられますが、医療従事者の偏在や離職率の上昇など各医療機関における人員不足が常態化するなど、お客様を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

このような状況下、当社はおお客様の安全に配慮することを最優先に、医療現場の業務の効率化に貢献すべく提案活動を進めてまいりました。当期の営業活動については、感染拡大防止を第一に、各医療機関の訪問規制ルールや各地域における感染状況に応じて臨機応変に行ってまいりました。また、当期においても医療機関への訪問を行うすべての社員に対し、定期的に自主的なスクリーニング用PCR検査を実施するなど、お客様と従業員に対する安全に配慮した上で活動を行っております。

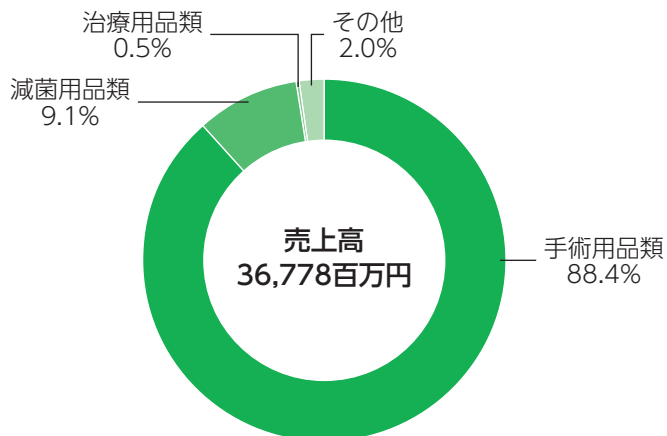
当期の販売状況につきましては、手術用キット製品の売上高は、「プレミアムキット」が堅調に推移したことから増加いたしました。この「プレミアムキット」は、当社の最重要戦略製品であり、手術における安全性を確保しながら、術前の準備段階から術中、術後までの業務を効率化できる付加価値の高い製品であり、厳しさを増す医療現場の業務改善に貢献できることから高いご評価をいただいております。なお、不織布製品は、昨年需要が急増したサージカルガウン及び感染防護製品であるプリコーションセット等のマイナスの影響を受け売上高は減少いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は36,778百万円（前期比0.8%増）となりました。

キット製品の売上高は22,557百万円（同6.5%増）、内「プレミアムキット」の売上高は13,314百万円（同18.4%増）となりました。売上原価は、新工場の減価償却費が減少いたしましたが棚卸資産の評価減などにより前期に比べ原価率が増加いたしました。販売費及び一般管理費は、コロナ感染症拡大に伴う活動自粛の影響などにより前期に比べ減少いたしました。この結果、営業利益は6,135百万円（同8.9%増）となりました。経常利益は、前期と同様に営業外収益として新キット工場の牛久市助成金収入を計上した一方、期中に行いました自己株式取得の手数料の影響などにより6,285百万円（同5.0%増）となりました。また、前年に特別利益として計上した株式の一部売却による影響を受け、特別利益が1,028百万円減少し、これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は4,370百万円（同11.9%減）となりました。

	第60期 (2021年3月期)	第61期 (2022年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	36,504	36,778	273増	0.8%増
経常利益	5,988	6,285	297増	5.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	4,959	4,370	588減	11.9%減

企業集団の品目別売上高



	第61期売上高	前連結会計年度比
減菌用品類	3,362	2.9%増
手術用品類	32,502	0.5%増
治療用品類	178	17.3%減
その他	735	8.0%増
計	36,778	0.8%増

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、3,201百万円となり、主なものは新キット工場Ⅱ期工事の機械設備の構築等にかかる費用であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2022年2月8日の取締役会決議に基づき10,000百万円の資金調達を金融機関から行いました。

(4) 対処すべき課題

当企業集団は、「社会貢献」、「安全なもの作り」、「安定生産」、「お客様との共存共栄」、「社員満足度の向上」、「安定成長」及び「利益改善」を経営のキーワードとして掲げております。当社が販売する製品は、医療の現場で使用されるものが多いため、安全な製品の安定供給は当社の存在意義でもあり社会的責任でもあります。以上のことを踏まえ、下記の対処すべき課題についてそれぞれの施策に取り組んでおります。

① 安全な製品の安定供給

- ・安定供給のための生産管理体制の強化
- ・お客様が使いやすく、かつ安全な製品の追求
- ・新キット工場の自動化による安全性の向上

② 継続的な利益成長

- ・プレミアムキットの販売強化
- ・新製品の販売強化
- ・新キット工場の自動化による生産性の向上
- ・インドネシア工場での生産性の改善
- ・材料の内製化推進
- ・海外販売事業の拡大

③ 医療環境の変化への対応

- ・働き方改革と医療安全に貢献するソリューションの提供
- ・進歩する医療技術に対応する新製品の開発
- ・SUD（単回使用医療機器）のリプロセス（再製造）の事業化
- ・新型コロナウイルス感染拡大による環境の変化への対応

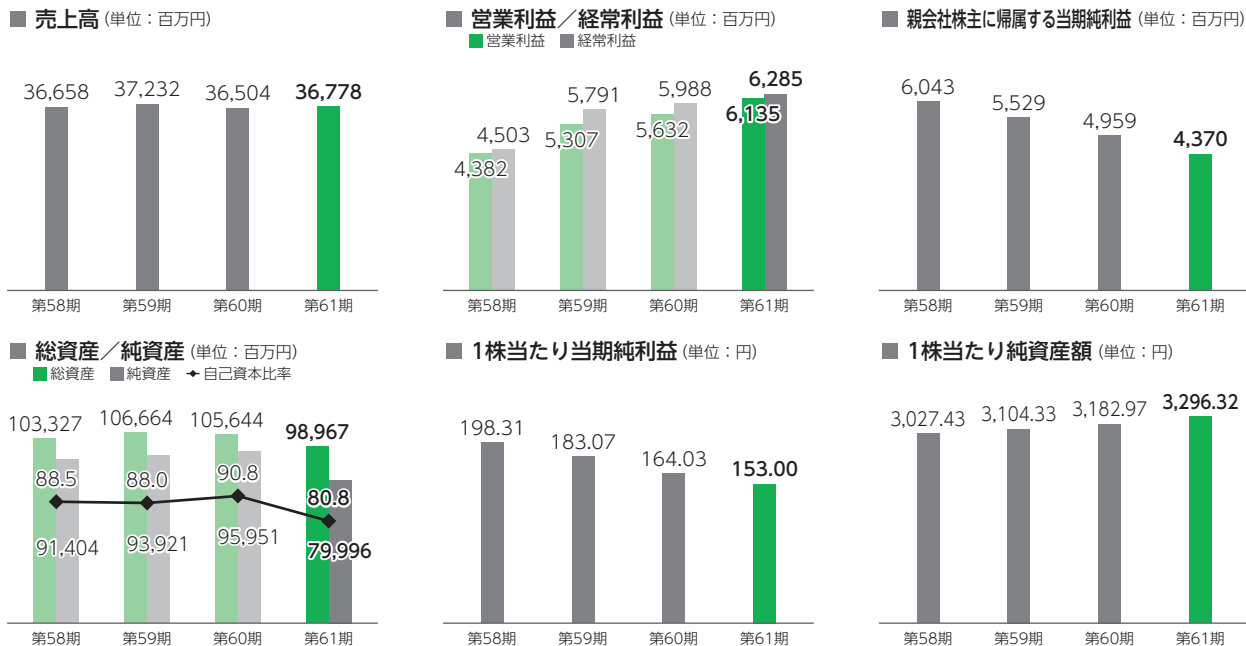
④ 内部統制システム・コンプライアンス体制の整備

- ・情報管理の徹底、社員教育の充実
- ・リスクマネジメント体制の更なる強化
- ・5S（整理/整頓/清掃/清潔/躰）の徹底と費用対効果の向上

当企業集団はこれらを継続して遂行することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移



区 分	2018年度 第58期	2019年度 第59期	2020年度 第60期	2021年度 第61期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	36,658	37,232	36,504	36,778
営 業 利 益 (百万円)	4,382	5,307	5,632	6,135
経 常 利 益 (百万円)	4,503	5,791	5,988	6,285
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	6,043	5,529	4,959	4,370
総 資 産 (百万円)	103,327	106,664	105,644	98,967
純 資 産 (百万円)	91,404	93,921	95,951	79,996
1株当たり当期純利益 (円)	198.31	183.07	164.03	153.00
1株当たり純資産額 (円)	3,027.43	3,104.33	3,182.97	3,296.32
自 己 資 本 比 率 (%)	88.5	88.0	90.8	80.8

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2021年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
P. T. ホギインドネシア	7,001千米ドル	99.9	医療用不織布製品等の製造・販売
P. T. ホギメディカルセールスインドネシア	2,300千米ドル	100.0	医療用不織布製品等の販売
ホギメディカルアジアパシフィックP T E. L T D.	6,000千米ドル	75.0	医療用不織布製品等の販売

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当企業集団の事業は、医療用消耗品等の製造・販売の単一事業であります。

なお、当企業集団の主要な事業内容は以下のとおりであります。

- ・オペラマスターの販売
- ・医療用キット製品の製造販売
- ・医療用不織布製品の製造販売
- ・メッキンバッグ(滅菌包装袋)の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な支店、営業所、工場及び配送センター

本社	東京都港区赤坂二丁目7番7号		茨城県牛久市
札幌営業所	札幌市中央区	研究開発本部	茨城県稲敷郡
盛岡営業所	岩手県盛岡市		東京都港区
仙台営業所	仙台市宮城野区		美浦工場第一
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市	美浦工場第二	茨城県稲敷郡
大宮営業所	さいたま市大宮区	江戸崎配送センター	茨城県稲敷市
千葉営業所	千葉市若葉区	江戸崎滅菌センター	茨城県稲敷市
東京支店	東京都文京区	筑波工場	茨城県牛久市
多摩営業所	東京都国分寺市	筑波滅菌センター	茨城県牛久市
横浜営業所	横浜市港北区	筑波配送センター	茨城県牛久市
新潟営業所	新潟市中央区	筑波O P C	茨城県牛久市
金沢営業所	石川県金沢市		
静岡営業所	静岡市駿河区		
松本営業所	長野県松本市		
名古屋支店	名古屋市長栄区		
京都営業所	京都市伏見区		
大阪支店	大阪市西区		
神戸営業所	神戸市兵庫区		
岡山営業所	岡山市北区		
広島営業所	広島市安佐南区		
松山営業所	愛媛県松山市		
福岡営業所	福岡市博多区		
熊本営業所	熊本県上益城郡		
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市		

② 主要な子会社の事業所

P. T. ホギインドネシア	インドネシアブカシ県
P. T. ホギメディカルセールスインドネシア	インドネシアジャカルタ市
ホギメディカルアジアパシフィックP T E. L T D.	シンガポール

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,476 (507) 名	83名減 (249名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、連結子会社における有期契約社員数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
792名	15名減	42.2歳	16.1年

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	9,666

2 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 130,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 32,682,310株 |
| (3) 株主数 | 8,244名 |
| (4) 大株主の状況（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,415	18.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,614	6.65
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	899	3.70
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 009-016064-326 CLT	839	3.46
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	813	3.35
保木 潤一	728	3.00
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	671	2.76
THE BANK OF NEW YORK 134105	624	2.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE TOWERS WATSON COMMON CONTRACTUAL FUND (TTF)	610	2.51
株式会社メディパルホールディングス	584	2.40

- (注) 1. 当社は、自己株式を8,425,207株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（8,425,207株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権及び当社取締役が保有する新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	保 木 潤 一	最高経営責任者
取締役	小 林 琢 也	本社営業部部长
取締役	藤 本 涉	第四営業部部长
取締役	川久保 秀樹	管理本部长兼経営企画部部长兼管理部部长 ホギメディカルアジアパシフィック P T E . L T D . 取締役
取締役	石 川 皇	研究開発部部长
取締役	上 杉 潔	メディバンクス(株) 取締役副社長
取締役	井 上 一 郎	帝京大学経済学部経済学科 教授
常勤監査役	布 施 郁 夫	P . T . ホギインドネシア 監査役 P . T . ホギメディカルセールスインドネシア 監査役
監査役	築 瀬 捨 治	
監査役	飯 塚 昇	

- (注) 1. 取締役上杉潔、井上一郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役築瀬捨治、飯塚昇の両氏は、社外監査役であります。また、両氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、東京証券取引所に対して独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役築瀬捨治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役飯塚昇氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度にかかる報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	賞与 (業績連動報酬)	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	246,581 (20,351)	166,581 (19,500)	80,000 (851)	－ (－)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	29,688 (13,680)	29,688 (13,680)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	276,269 (34,031)	196,269 (33,180)	80,000 (851)	－ (－)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、当事業年度分の未払役員賞与80,000千円（取締役7名に対し80,000千円）が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月26日開催の第46期定時株主総会において年額を前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の7%以内（ただし当該額が150,000千円を下回る場合は、150,000千円を上限）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
監査役の報酬限度額は、1991年6月26日開催の第30期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
4. 賞与（業績連動報酬）にかかる業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しており、その実績は4,370,181千円であります。賞与の算定にあたっては、親会社株主に帰属する当期純利益に一定比率を乗じた額を上限とし、当社の業績等を勘案して決定しております。
5. 当社は、取締役会の委任決議に基づき、当社の業務執行を統括し、各取締役の担当事業における実績を把握している代表取締役社長保木潤一が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与（業績連動報酬）の決定です。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の答申を経る等の措置を講じており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月8日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成する。

- 2.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を付与する時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位に応じて、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
- 3.業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法の決定に関する方針（報酬等を付与する時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益に一定比率を乗じた額を上限とし、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の答申を踏まえ、当社の業績等を勘案して算出した額の金銭を賞与として毎年、一定の時期に支給する。
(注)業績連動報酬は、役員賞与である。
- 4.基本報酬の額及び業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針
基本報酬の額及び業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会において検討をした上、取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）が、報酬委員会の答申を尊重し、決定する。
- 5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針
取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、その権限の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の答申を尊重し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の決定とする。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役上杉潔氏は、メディバンクス株式会社の取締役副社長であり、メディバンクス株式会社と当社との間には、営業上の取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べ僅少であるため、その概要の記載を省略しております。
- ・取締役井上一郎氏は、帝京大学経済学部経済学科の教授であり、帝京大学は、当社とは人的関係、資本関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上杉 潔	<p>取締役会 18回開催 18回出席 経営会議 12回開催 12回出席 医療業界に関する知識・ビジネス経験を活かし、取締役会による意思決定の妥当性・適正性の確保及び当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上への貢献を期待していたところ、取締役会及び経営会議においてこれらの視点から意見を述べられる等、適切な役割を果たしていただきました。</p>
取締役 井上 一郎	<p>取締役会 18回開催 18回出席 経営会議 12回開催 12回出席 金融業界に関する知識・ビジネス経験を活かし、取締役会による意思決定の妥当性・適正性の確保及び当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上への貢献を期待していたところ、取締役会及び経営会議においてこれらの視点から意見を述べられる等、適切な役割を果たしていただきました。</p>
監査役 築瀬 捨治	<p>監査役会 16回開催 16回出席 取締役会 18回開催 18回出席 経営会議 12回開催 10回出席 監査役会において、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会及び経営会議において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p>
監査役 飯塚 昇	<p>監査役会 16回開催 16回出席 取締役会 18回開催 18回出席 経営会議 12回開催 11回出席 監査役会において、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会及び経営会議において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p>

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
公認会計士法 (昭和23年法律第103号) 第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32,500

- (注) 1. 当社は、EY新日本有限責任監査法人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性担保の観点に照らし、妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に当社及びその子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額

32,500千円

(5) 当社の会計監査人以外の者による子会社の監査の状況

当社の重要な子会社である P. T. ホギインドネシア、P. T. ホギメディカルセールスインドネシア及びホギメディカルアジアパシフィック P T E. L T D.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会が、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断したときは、会計監査人を解任又は不再任とする決定を行う方針です。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の業務の決定が適正に行われ、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 取締役の業務の決定が適正に行われ、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の業務の決定が適正に行われ、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会は、当企業集団に適用される法令等を識別し、その内容を担当部署に周知徹底する他、取締役会規則その他の規程を設け、運用するものとします。
- ② ①の体制を運用するため、取締役会は、「内部統制等委員会」及び「リスクマネジメントグループ」（当企業集団の内部統制、コンプライアンス及びリスクマネジメントに係る体制を構築し、当該体制の調査及び改善等を実施する組織。以下同じ。）を設けるものとします。「内部統制等委員会」の委員長は代表取締役社長が務めるものとします。
- ③ 監査役は、①及び②の体制の整備、運用状況を含め、取締役の職務執行を監査するものとします。また、原則としてすべての取締役会及び取締役会の翌営業日に開催される経営会議に出席し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確認するものとします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、次の情報（電磁的記録を含む。以下同じ。）を取締役の職務の執行に係る情報として認識しており、社内規程において、その保存期間及び管理方法等について規定するものとします。
 - イ. 株主総会議事録及びその関連情報
 - ロ. 取締役会議事録及びその関連情報
 - ハ. 経営会議議事録及びその関連情報
- ニ. 稟議書又はそれに類する決裁書類及びその関連情報
- ホ. 契約書及びその関連情報
- ヘ. 取締役が主催する又は出席する会議の議事録及びその関連情報
- ト. その他取締役の職務の執行に係る情報

- ② 取締役は、その担当に従い、①に記載する情報の作成、保存及び管理に対する責任を負うものとします。また必要な関係者が当該情報を閲覧できる体制を整備するものとします。
- ③ 管理部は、②における取締役を補佐し、また①に記載する情報の保存及び管理に関する体制について、適宜、調査及び改善を行うものとします。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当企業集団の経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクを認識及び評価し、その対処を行うとともに、平時における予防体制を整備するものとします。
- ② 「内部統制等委員会」及び「リスクマネジメントグループ」は、①における取締役及び取締役会を補佐し、担当部門におけるリスクマネジメント体制を構築し、必要に応じ、規程等を制定し、周知徹底を行うものとします。
- ③ 「内部統制等委員会」及び「リスクマネジメントグループ」は、適宜、各部門からリスクを抽出し、取締役会に報告するとともに、当該リスクを低減するための措置を講じるものとします。
- ④ 「内部統制等委員会」及び「リスクマネジメントグループ」は、取締役会と協力し、具体的なリスク発生時の対応を行うとともに、再発防止策を講じるものとします。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会において当社の取締役及び子会社の取締役等の職務権限と担当業務を明確にするものとします。
- ② 当社は、当企業集団におけるIT技術の適切な利用を通じて業務の効率化を確保するものとします。
- ③ 当社は、迅速な経営判断を行うため取締役会を少人数で構成し、執行役員制度を導入することにより、業務執行機能を分離することで経営環境の変化に対応できる体制を構築するものとします。
- ④ 取締役会は、経営会議において、各部門の執行役員から報告を受け、議論を行い、具体的な対策を講じるものとします。
- ⑤ 監査役は、原則としてすべての取締役会及び経営会議に出席し、その運営の効率性等について監査を行うものとします。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人（以下、「使用人等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制等委員会」及び「リスクマネジメントグループ」がその教育を行うとともに、その遵守状況を調査するものとします。
- ② 「内部統制等委員会」及び「リスクマネジメントグループ」は、適宜①の調査状況を、取締役会に報告し、取締役会は必要に応じ、適切な対策を講じるものとします。
- ③ 当社内における法令及び定款違反行為又はその疑いのある行為等について、使用人等が直接通報を行うことができる手段の一つとして、取締役会、監査役会及び内部監査室等へのホットラインを設置し、運営するものとします。この場合において、「公益通報者保護制度」に関する規程を設け、通報者の保護を行うものとします。通報先たる取締役会、監査役会及び内部監査室等は、必要に応じ、当該行為等に対し、調査、是正措置又は関係行政機関に対し報告等を行うものとします。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 取締役会は、規程その他の方法により、当社の子会社における業務及び当社の子会社の取締役等の職務の執行の適正を確保するための基本方針及び運営方針を策定するものとします。
- ② 当企業集団間の取引は、法令、会計原則及び税法その他の社会規範に照らし適切に行うものとします。
- ③ 取締役会は、当社の子会社における業務及び当社の子会社の取締役等の職務の執行の適正を確保するための体制を当企業集団に構築し、毎月当社の子会社から報告を受け、必要に応じ、子会社に対する指導を行うものとします。
- ④ 「内部統制等委員会」及び「リスクマネジメントグループ」は、①における取締役会を補佐し、業務及び職務の執行の適正を確保するための体制の実施状況及び遵守状況を調査し、取締役会に報告するとともに、当該状況を改善するよう指導を行うものとします。
- ⑤ 監査役及び監査役会は、当社の子会社を含めた当企業集団の連結経営に対応した監査を実効的かつ適正に行うことができるよう当社の子会社及び会計監査人との緊密な連携体制を構築するものとします。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が取締役会に対し、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役会と協議の上、その選任を決定するものとします。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人は、監査役の指揮命令系統に服するものとします。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動及び賃金等の決定は、監査役会の同意を得た上で、取締役会が決定するものとします。

8. 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役等、会計参与、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社の取締役又は使用人等から報告を受けた者は、その職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、当社の監査役に報告するものとします。
- ② 監査役は、必要に応じ、いつでも、当社の取締役又は使用人又は子会社の使用人等に報告を求めることができるものとします。

9. 8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びその子会社は、「公益通報者保護制度」に関する規程を設け、通報者の保護を行うこととします。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当社が当該監査役の職務の執行に必要なないと証明した場合を除き、これらの請求に応ずることとします。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の過半数は独立した社外監査役とし、対外的な透明性及び公正性を担保するものとします。また監査役会規則において、各監査役の独立性を規定するものとします。

- ② 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役会、内部監査室及び会計監査人は監査役会と定期的に会合を行うものとします。
- ③ 監査役会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、自らの判断で、公認会計士又は弁護士その他のアドバイザーを活用することができるものとします。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当企業集団は、社会の秩序・安全を脅かす反社会的勢力と一切の関係をもたず、これらと関係のある企業、団体又は個人とはいかなる取引も行わないこととします。

この考え方について、代表取締役をはじめとする経営トップ以下、当社のすべての役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、関係行政機関及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携を取り、反社会的勢力に対しては、当企業集団全体として毅然とした姿勢をもって対応することとします。

13. 当企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当企業集団は、上記のとおり業務の適正を確保するための体制を構築しており、具体的には以下の運用を行っております。

- ① 継続的に利益を生む体制の整備を行うために、5S（整理／整頓／清掃／清潔／躰）活動等を通じて、常に改善を意識し、主体的に活動できる風土作りと人材育成を行っております。
- ② 財務報告の信頼性を高めるとともに、常に適正な評価を維持するべく、当企業集団における販売、仕入及び原価管理等重要性の高い業務プロセスについて、整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。
- ③ 当社の子会社における業績及びその他の重要事項について、当社取締役会に適切に報告される体制を強化しております。
- ④ これらの活動内容はすべて取締役会に報告され、取締役会は適宜指示及び監督等を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

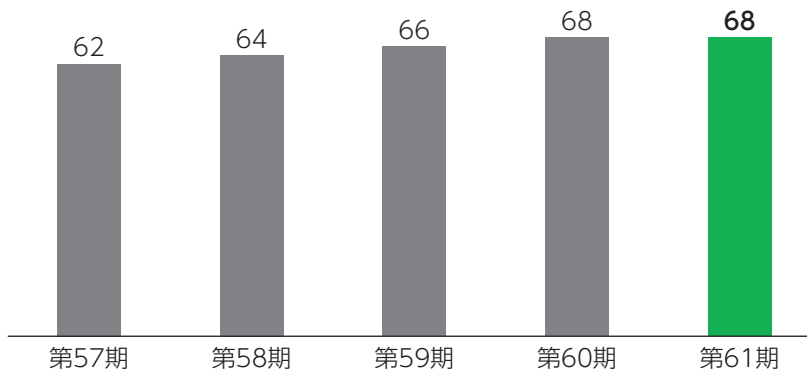
買収防衛策については、当社としては重要な事項として認識しており、株主の皆様のご利益を損なうことのないよう、適切な企業集団の形成を実現するべく、また不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するべく、継続的に検討をしておりますが、現時点で具体的な買収防衛策の導入はしていません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、創立以来培ってまいりました社訓「顧客、株主、社員、企業の共存共栄を図る」を常に念頭に、株主の皆様へ積極的に、継続的に利益の還元を行うこととあります。また、経営成績の成果をいち早く株主の皆様へ還元するため、四半期配当を実施しております。具体的な1株当たり配当金は、当期におきましては、各四半期とも17円、通期68円を予定しております。（第1四半期末、第2四半期末及び第3四半期末はすでに実施。期末は本年5月31日を予定。）また、次期の1株当たり配当金は、各四半期とも17.5円、通期で70円の配当を予定しております。

(ご参考) 配当の推移

1株当たり年間配当金 (単位：円)



(注) 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、配当金の額を記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第61期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	35,290,500
現金及び預金	14,364,655
受取手形	6,066,310
売掛金	5,274,866
商品及び製品	4,272,625
仕掛品	428,411
原材料及び貯蔵品	4,110,411
その他	773,525
貸倒引当金	△306
固定資産	63,676,888
有形固定資産	52,759,359
建物及び構築物	21,578,000
機械装置及び運搬具	6,073,282
土地	9,625,984
建設仮勘定	14,775,880
その他	706,211
無形固定資産	1,536,181
ソフトウェア	672,521
ソフトウェア仮勘定	742,932
電話加入権	13,910
その他	106,816
投資その他の資産	9,381,347
投資有価証券	8,105,961
差入保証金	388,961
繰延税金資産	204,489
その他	689,258
貸倒引当金	△7,323
資産合計	98,967,389

科目	第61期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	9,348,685
支払手形及び買掛金	4,336,598
1年内返済予定の長期借入金	1,999,200
未払法人税等	980,469
賞与引当金	398,791
役員賞与引当金	80,000
設備関係支払手形	337,636
未払金	628,807
その他	587,182
固定負債	9,622,176
長期借入金	7,667,600
繰延税金負債	927,393
退職給付に係る負債	478,069
長期未払金	32,870
その他	516,244
負債合計	18,970,862
純資産の部	
株主資本	76,422,245
資本金	7,123,263
資本剰余金	8,336,201
利益剰余金	88,523,998
自己株式	△27,561,218
その他の包括利益累計額	3,536,934
その他有価証券評価差額金	2,831,863
繰延ヘッジ損益	261,724
為替換算調整勘定	608,223
退職給付に係る調整累計額	△164,877
非支配株主持分	37,346
純資産合計	79,996,526
負債純資産合計	98,967,389

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第61期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	
売上高		36,778,513
売上原価		21,361,845
売上総利益		15,416,667
販売費及び一般管理費		9,281,665
営業利益		6,135,002
営業外収益		406,416
受取利息	39,136	
受取配当金	45,796	
助成金収入	207,408	
受取保険金	73,486	
その他	40,588	
営業外費用		255,659
支払利息	6,579	
為替差損	43,077	
投資事業組合運用損	90,334	
自己株式取得費用	112,132	
その他	3,535	
経常利益		6,285,759
特別利益		1,929
固定資産売却益	1,929	
特別損失		1,665
固定資産廃棄損	1,665	
税金等調整前当期純利益		6,286,023
法人税、住民税及び事業税	1,952,814	
法人税等調整額	△987	
当期純利益		4,334,196
非支配株主に帰属する当期純損失		△35,984
親会社株主に帰属する当期純利益		4,370,181

連結株主資本等変動計算書

第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,123,263	8,336,111	86,149,289	△8,902,367	92,706,296
当期変動額					
剰余金の配当			△1,995,471		△1,995,471
親会社株主に帰属する当期純利益			4,370,181		4,370,181
自己株式の取得				△18,773,675	△18,773,675
自己株式の処分				114,824	114,824
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		90			90
当期変動額合計	－	90	2,374,709	△18,658,850	△16,284,050
当期末残高	7,123,263	8,336,201	88,523,998	△27,561,218	76,422,245

	その他の包括利益累計額					非支配株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	3,340,834	262,906	△326,829	△104,671	3,172,241	73,433	95,951,971
当期変動額							
剰余金の配当							△1,995,471
親会社株主に帰属する当期純利益							4,370,181
自己株式の取得							△18,773,675
自己株式の処分							114,824
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△508,970	△1,182	935,053	△60,206	364,693	△36,087	90
当期変動額合計	△508,970	△1,182	935,053	△60,206	364,693	△36,087	328,606
当期末残高	2,831,863	261,724	608,223	△164,877	3,536,934	37,346	△15,955,444
							79,996,526

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第61期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	29,375,913
現金及び預金	10,839,737
受取手形	6,066,310
売掛金	5,165,502
商品及び製品	3,759,173
仕掛品	172,103
原材料及び貯蔵品	2,630,247
前渡金	57,789
前払費用	179,973
通貨スワップ	213,975
為替予約	268,687
その他	22,718
貸倒引当金	△306
固定資産	62,824,881
有形固定資産	51,053,418
建物	20,908,399
構築物	262,637
機械及び装置	5,345,145
車両運搬具	3,018
工具、器具及び備品	660,929
土地	9,172,504
建設仮勘定	14,700,784
無形固定資産	1,536,181
ソフトウェア	672,521
ソフトウェア仮勘定	742,932
電話加入権	13,910
その他	106,816
投資その他の資産	10,235,281
投資有価証券	8,030,961
関係会社株式	1,317,633
長期貸付金	1,125
破産更生債権等	378
長期前払費用	40,048
差入保証金	388,961
保険積立金	263,097
ゴルフ会員権	95,620
為替予約	104,778
貸倒引当金	△7,323
資産合計	92,200,795

科目	第61期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	11,096,256
支払手形	2,378,999
買掛金	2,085,192
1年内返済予定の長期借入金	1,999,200
1年内返済予定の関係会社長期借入金	1,836,150
未払金	628,807
未払費用	210,694
未払法人税等	954,274
未払消費税等	155,638
前受金	89
預り金	30,781
賞与引当金	398,791
役員賞与引当金	80,000
設備関係支払手形	337,636
固定負債	9,127,118
長期借入金	7,667,600
繰延税金負債	927,767
長期未払金	32,870
その他	498,880
負債合計	20,223,374
純資産の部	
株主資本	68,883,832
資本金	7,123,263
資本剰余金	8,336,111
資本準備金	8,336,111
利益剰余金	80,985,676
利益準備金	564,577
その他利益剰余金	80,421,099
別途積立金	19,300,000
繰越利益剰余金	61,121,099
自己株式	△27,561,218
評価・換算差額等	3,093,588
その他有価証券評価差額金	2,831,863
繰延ヘッジ損益	261,724
純資産合計	71,977,420
負債純資産合計	92,200,795

損益計算書

(単位：千円)

科目	第61期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	
売上高		36,080,073
売上原価		21,387,410
売上総利益		14,692,663
販売費及び一般管理費		9,031,540
営業利益		5,661,122
営業外収益		609,411
受取利息	27,254	
受取配当金	268,401	
助成金収入	207,408	
受取保険金	73,486	
その他	32,860	
営業外費用		276,772
支払利息	30,142	
為替差損	44,163	
投資事業組合運用損	90,334	
自己株式取得費用	112,132	
経常利益		5,993,761
特別利益		1,929
固定資産売却益	1,929	
特別損失		1,665
固定資産廃棄損	1,665	
税引前当期純利益		5,994,025
法人税、住民税及び事業税	1,814,716	
法人税等調整額	△529	
当期純利益		4,179,838

株主資本等変動計算書

第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別 積 立 金	途 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	7,123,263	8,336,111	8,336,111	564,577	19,300,000	58,936,732	78,801,310	△8,902,367	85,358,317	
当期変動額										
剰余金の配当						△1,995,471	△1,995,471		△1,995,471	
当期純利益						4,179,838	4,179,838		4,179,838	
自己株式の取得								△18,773,675	△18,773,675	
自己株式の処分								114,824	114,824	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,184,366	2,184,366	△18,658,850	△16,474,484	
当期末残高	7,123,263	8,336,111	8,336,111	564,577	19,300,000	61,121,099	80,985,676	△27,561,218	68,883,832	

	評価・換算差額等				純資産合計	
	そ の 他 評 価	有 価 差 額	証 券 金	繰 延 ヘ ッ ジ 益		
当期首残高		3,340,834		262,906	3,603,741	88,962,058
当期変動額						
剰余金の配当						△1,995,471
当期純利益						4,179,838
自己株式の取得						△18,773,675
自己株式の処分						114,824
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△508,970		△1,182	△510,153	△510,153
当期変動額合計		△508,970		△1,182	△510,153	△16,984,637
当期末残高		2,831,863		261,724	3,093,588	71,977,420

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社ホギメディカル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 加藤 秀満
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホギメディカルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホギメディカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社ホギメディカル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 加藤 秀満
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホギメディカルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社ホギメディカル 監査役会

常勤監査役 **布施 郁夫** ㊟

社外監査役 **築瀬 捨治** ㊟

社外監査役 **飯塚 昇** ㊟

以 上

メ

モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

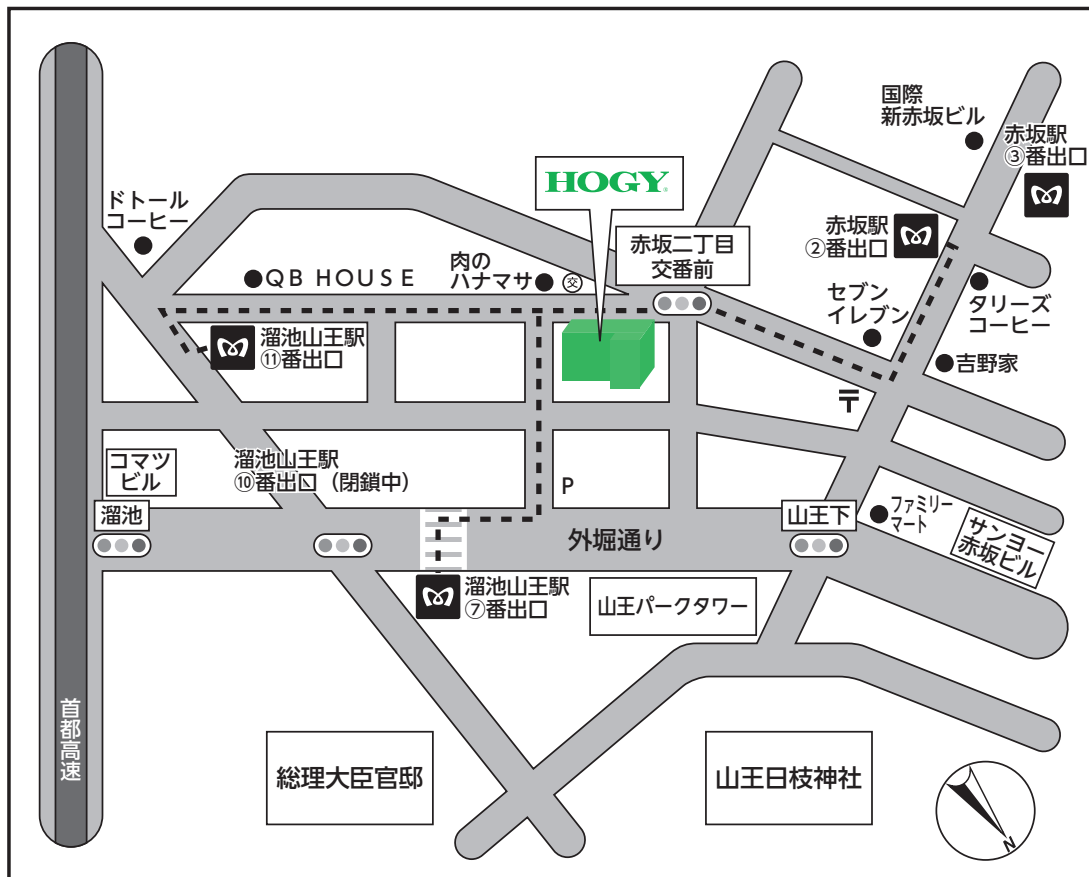
株主総会会場ご案内図

会場

株式会社ホギメディカル 地下1階会議室
東京都港区赤坂二丁目7番7号 TEL 03 (6229) 1300

交通

東京メトロ | 南北線/銀座線 溜池山王駅 | ⑦番/⑪番出口より徒歩 約3分
東京メトロ | 千代田線 赤坂駅 | ②番出口より徒歩 約3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスの感染が拡大しておりますので、ご出席の際は、株主総会開催日現在の流行状況や、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、お土産の配布及び株主総会終了後の懇親会は中止させていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。